

伏見区民ふれあい事業補助金交付要綱

制定	平成 1 7 年	4 月	1 日
改正	平成 2 4 年	1 0 月	1 日
	平成 2 8 年	4 月	1 日
	平成 3 0 年	4 月	1 日
	令和	2 年	1 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区民とのパートナーシップによるまちづくりを目指し、個性あふれる区づくりをより一層推進することを目的とした伏見区民ふれあい事業を行う実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「伏見区民ふれあい事業」とは、次の各号のいずれかに該当する目的のため、伏見区民全体を対象とし、区民と区との協働により実施する事業のうち、区長が適当と認めるものをいう。

（１）区民の区に対する愛着意識の高揚を図り、区民相互の積極的な交流とふれあいを深めること。

（２）区民自らが区の魅力を広く発信することにより、区民が区の魅力を再認識すること。

2 この要綱において「実行委員会等」とは、伏見区民ふれあい事業を実施するため、区民全体又は京都市区役所支所設置条例の規定する所管区域に居住する住民全体の意見が反映されるように、区民の中から選出した委員をもって組織された団体をいう。

(実行委員会等の義務)

第 3 条 実行委員会等は、次に掲げる書類を毎年度、事業計画決定後、速やかに区長に提出するものとする。

（１）実行委員会等規約

（２）実行委員会等名簿

（３）伏見区民ふれあい事業年間計画書（第 1 号様式）

2 実行委員会等は、前項の規定により提出した書類に記載した事項を変更したときは、速やかにその旨を区長に届け出るものとする。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、実行委員会等が行う伏見区民ふれあい事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、区長が適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。ただし、他の法令等において、補助及び助成の対象となる事業を除く。

（１）第 3 条第 3 号の規定により提出された伏見区民ふれあい事業年間計画書に記載した事業に要する経費

（２）その他、実行委員会等の目的を達成するために必要な事業に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費に相当する額の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、伏見区民ふれあい事業補助金交付申請書（第2号様式）によって、補助金の交付の対象となる事業実施日の15日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて区長に対して行うものとする。

- (1) 伏見区民ふれあい事業予算書（第3号様式）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第7条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

- 2 条例第10条の規定による交付の決定は、伏見区民ふれあい事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付の決定は、伏見区民ふれあい事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、実行委員会等に通知する。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る区長の承認の申請は、伏見区民ふれあい事業補助金変更承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的を変更するものでなく、かつ、補助事業者等の創意工夫によって事業計画の変更を行なうことが、より効果的に補助事業の目的を達成できると考えられる場合とする。
- 3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長の承認の申請は、伏見区民ふれあい事業補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）により行うものとする。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに伏見区民ふれあい事業完了届（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 伏見区民ふれあい事業収支決算書（第9号様式）
- (2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金交付額の通知)

第10条 条例第19条の規定による通知は、伏見区民ふれあい事業補助金交付額決定通知書（第10号様式）により実行委員会等に行うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 実行委員会等は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第6条の規定による伏見区民ふれあい事業補助金交付申請書においてその旨を区長に届け出なければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

伏見区民ふれあい事業年間計画書

(あて先)京都市伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 () —

[illegible]

第 2 号様式（第 6 条関係）

伏見区民ふれあい事業補助金交付申請書

（あて先）京都市伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話（ ） —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業名	
事業の概要	
実施年月日	年 月 日
場所	
参加予定人数	
総事業予算額	円
補助金交付申請額	円

京都市補助金等の交付等に関する条例第 10 条の規定により交付決定されたときは、伏見区民ふれあい事業補助金交付要綱第 11 条の規定により補助金の概算払を申請します。	
申請理由	
概算払請求額	円

第3号様式（第6条関係）

伏見区民ふれあい事業予算書

収 入		
科 目	予算額	内容説明
市補助金		
計	円	
支 出		
科 目	予算額	内容説明
計	円	

伏見区民ふれあい事業補助金交付決定通知書

	年 月 日
様	京都市伏見区長

年 月 日付けで申請があった伏見区民ふれあい事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付予定額	円
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

伏見区民ふれあい事業補助金不交付決定通知書

	年 月 日
様	京都市伏見区長

年 月 日付けで申請があった伏見区民ふれあい事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

事 業 名	
補 助 金 交 付 申 請 額	円
不 交 付 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 6 号様式（第 8 条関係）

伏見区民ふれあい事業補助金変更承認申請書

（あて先）京都市伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話（ ） —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 内容の変更、 ☐ 経費の配分の変更）について、承認を申請します。	
事 業 名	
内 容 の 変 更	
経 費 の 配 分 の 変 更	

第 7 号様式（第 8 条関係）

伏見区民ふれあい事業補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 () —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 中止、 ☐ 廃止）について、承認を申請します。	
事 業 名	
理 由	

第 8 号様式（第 9 条関係）

伏見区民ふれあい事業完了届

（あて先）京都市伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話（ ） —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により、事業が完了したので届け 出ます。	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 京都市指令 第 号
事業名	
実施年月日	
場 所	
参加人数	
事業の実績	

第9号様式（第9条関係）

伏見区民ふれあい事業収支決算書

(あて先) 京都市伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 () -

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付を受けた事業について、
下記のとおり決算しました。

[illegible]

決算内訳明細書

收入合計

円

単位：円

科目 (決算額)	内 訳
補助金	

支出合計

円

科目 (決算額)	内訳	金額	領収書等項	領収書等番号

伏見区民ふれあい事業補助金交付額決定通知書

	年 月 日
様	京都市伏見区長

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定した伏見区民ふれあい事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付額	円（概算払 円、精算払 円）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。